

# 北九州市門司港レトロ展望室管理運営要綱

## 第1章 総論

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例 第6号。以下「条例」という。）及び北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州市門司港レトロ展望室（以下「本施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この要綱は、目的外使用を許可した施設以外の本施設の各施設について規定するものとする。

(開館時間)

第3条 本施設内の各施設の開館時間及び休業日は、次のとおりとする（規則第1条別表第1（第1条関係）のとおり）。

開館時間	休業日
午前10時から午後10時まで	無

2 特に必要がある場合は、前項の開館時間及び休業日を変更することができる。

## 第2章 一般入館

(入館料等)

第4条 入館料及び望遠鏡利用料金は、条例第6条第1項別表第3（第6条関係）の中欄に定める額の範囲内において、本施設の指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

2 市長は前項の承認を行ったときは、規則第5条に基づき速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(入館料の減免)

第5条 次の各号に該当する場合は、条例第7条に基づき入館料を全額免除とする。

- (1) 知的障害者で、本市発行の療育手帳を交付された者及びその介護者1名
- (2) 精神障害者で、本市発行の保健福祉手帳を交付された者及びその介護者1名
- (3) 身体障害者で、本市発行の身体障害者手帳を交付された者及び身体障害者手帳1～4級の者が入館される場合その介護者1名
- (4) 本市に居住する戦傷病者で、福岡県発行の戦傷病者手帳を交付された者

- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校（高等学校、中等教育学校後期過程、大学、高等専門学校を除く。）の児童、生徒及び園児（以下「児童等」とする。）が教育上の目的のために教職員に引率されて利用する場合の児童等及びその引率者
  - (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する市内児童福祉施設に入所又は通園している幼児及び少年（以下「幼児等」とする。）が教育上の目的のために児童福祉施設の職員に引率されて利用する場合の幼児等及びその引率者
  - (7) マスコミ等の取材で、門司港レトロや本市のPRに役立つと考えられる者
  - (8) 本市を視察等の目的で来北した者を対象とし、行政内部からの申請によるもの
- 2 次に該当する場合は、条例第5条に基づき入館料を2割減免する。
- (1) 公的機関が発行した北九州市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書(住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、年長者施設利用証等)を交付された者
  - (2) 65歳以上の福岡市民で、福岡市発行の「シルバー手帳」を交付された者又は公的機関発行の65歳以上の市民であることを確認できる証明書を交付された者
  - (3) 65歳以上の下関市民で、下関市発行の「健康手帳」を交付された者
  - (4) 65歳以上の熊本市民で、公的機関発行の65歳以上の市民であることを確認できる証明書を交付された者
  - (5) 65歳以上の鹿児島市民で、公的機関発行の65歳以上の市民であることを確認できる証明書を交付された者
- 3 その他公益上特に必要であると認める者については、減免することができる。
- 4 前項の場合、減免率はその都度決定する。
- 5 第1項第8号に該当する場合、入館を希望する者は本施設の指定管理者に「入館料等減免申請書（第1号様式）」を提出し、その承認を受けなければならない

#### （入館料の不返還）

第6条 既納の入館料は、返還しない。ただし、入館者の責任によらない理由により入館できないときは、既納の入館料を返還する。

#### （入館の制限）

第7条 次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある者
- (2) 展示品若しくは設備等を汚損し、又はき損するおそれがある者
- (3) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いるなど他の利用者の迷惑となる者
- (4) 酩酊している者
- (5) 許可を受けずに館内で販売行為を行う者
- (6) 許可を受けずに館内で火気を使用する者
- (7) 指定の場所以外で飲食及び喫煙を行う者
- (8) 動物（ただし、盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く）及び危険品を持ち込む者
- (9) その他施設の管理運営を妨げるおそれがある者

(諸様式)

第8条 本施設の入館に関する諸様式は、次のとおりとする。

(1) 入館料等減免申請書 第1号様式

付 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年8月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。